

代替進入口の取扱いについて

路地状敷地における非常用進入口又は代替進入口については、「建築物の防火避難規定の解説（ぎょうせい）」に示された以下の要件を基準として取扱っているが、その要件のうち、「道から直接確認できる位置に消火活動上有効に設置されていること。」については、以下のとおり取扱う。

■取扱い基準

道から直接確認できる位置に消火活動上有効に設置されていることは、非常用進入口又は代替進入口（進入口に付随するバルコニーその他これらに類するものを含む。）が道に対面する位置に設けられているか、又は道に対面しているものと同程度に設けられているものであり、以下の基準に該当すること。

【各基準】

1. 道に対面する開口部の部分（進入口に付随するバルコニーその他これらに類するものを含む。）が道から有効で750mm以上視認できること。
2. 道からバルコニーまでの距離が20m以下であること。

【参考】建築物の防火避難規定の解説（ぎょうせい）

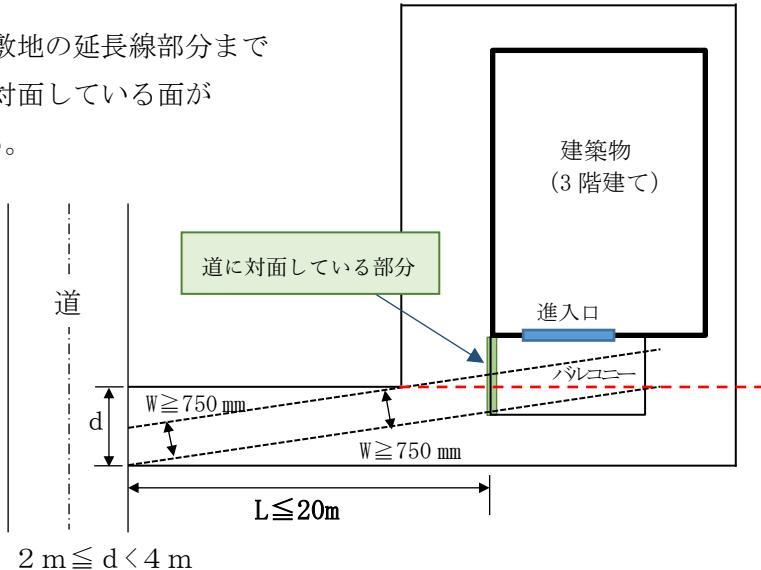
1. 道から非常用の進入口等までの延長が20m以下であること。
2. 路地状部分の幅員が2m以上であること。
3. 地階を除く階数が3であること。
4. 特殊建築物の用途に供するものでないこと。
5. 非常用の進入口等（当該非常用の進入口等に付隨するバルコニーその他これに類するものを含む。）が、道から直接確認できる位置に消火活動上有効に設置されていること。
※5の記載にある「道から直接確認できる位置に消火活動上有効に設置されていること。」とは、単に「道から見ることが可能」ということではないと解釈する。

<取扱い基準参考図>

【具体例】

○基準に合う計画

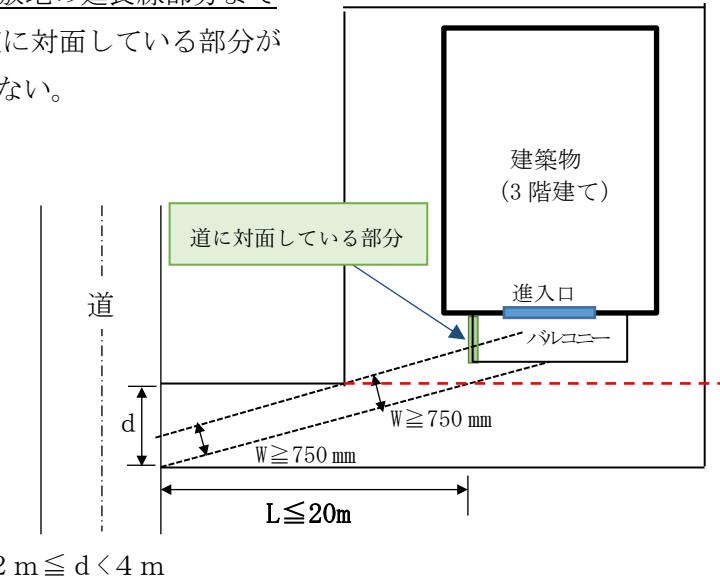
※バルコニーが路地状敷地の延長線部分まで
突出しており、道に對面している面が
750 mm以上視認できる。



$2 \text{ m} \leq d < 4 \text{ m}$

×道に對面する開口部とみなせない計画

※バルコニーが路地状敷地の延長線部分まで
突出しておらず、道に對面している部分が
750 mm以上視認できない。



$2 \text{ m} \leq d < 4 \text{ m}$

根拠法令等

建築基準法第35条

建築基準法施行令第126条の6

建築物の防火避難規定の解説 32.1) 非常用の進入口又は代替進入口を設置すべき外壁面

〃

参4 非常用の進入口の設置